

会社に株主名簿を 備え置いていますか？

📁 (1) 会社の義務

① 「株主名簿」の備え置き

株式会社は、一定の法定事項(株主名簿記載事項)を記載し、又は記録した「株主名簿」を作成し(会社法第121条)、これを会社の本店に備え置かなければなりません(同法第125条第1項)。株主名簿のサンプルは、令和元年(2019年)6月21日付日司連発第317号「株主名簿を整備しましょう」「定款を見直しましょう」のチラシの送付について(お知らせ)』(以下「お知らせ」という。)の参考資料をご参照ください。

② 閲覧等の請求に応ずる義務

株主及び債権者は、会社の営業時間内は、いつでも、「株主名簿」の閲覧又は謄写、「株主名簿」が電磁的記録をもって作成されているときは、記録された事項を表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができ、会社は一定の事由に該当する場合は、これを拒むことができません(会社法第125条第2項及び第3項)。

③ 株主名簿記載事項を記載した書面の交付

定款に株券を発行する旨を定めていない株式会社は、株主名簿に記載され、又は記録された自己についての株主名簿記載事項を記載した書面又は記録した電磁的記録の提供を請求することができ、会社は、当該書面又は電磁的記録に代表者が署名若しくは記名押印、又は電子署名をして交付又は提供しなければなりません(会社法第122条)。

📁 (2) 義務に違反した場合

(1)に記載された義務に違反した場合、(代表)取締役は100万円以下の過料に処せられる旨が会社法に規定されています(会社法第976条第4項、第8項)。こうした過料は、会社に対してではなく、(代表)取締役個人に対して科され、登記されている(代表)取締役の住所宛に通知がなされます。

check